

## I 【重要】～介護サービス施設・事業所の皆さまへのご案内～

### 感染防止対策継続支援事業（介護サービスにおけるかかり増し経費支援）

令和3年度の介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するため、介護サービスについて基本報酬に0.1%上乘せする特例措置（以下「0.1%特例」という）が9月末で終了したことから、10月以降については、年末までのかかり増し経費について、介護サービス施設・事業所に対し直接支援します。

#### 対象施設・事業所

##### 基本報酬の0.1%特例の対象としていた介護サービス施設・事業所

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、訪問看護事業所、居宅療養管理指導事業所、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所、介護療養型医療施設）で、感染防止対策に係る医療分補助金（国直轄）へ申請した場合は、本事業への申請はできません。

#### 対象経費

##### 令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品（マスク、手袋、消毒液等の消耗品）
- ・ 感染症対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターのみ対象）

※ 補助申請する経費については、施設・事業所で領収書等を保管していただくようお願いします。

#### 申請者及び申請方法

##### 原則、法人単位での申請

**申請期間 R4. 1. 4～R4. 1. 31**（注意）現時点では申請いただけません。詳細は12月下旬案内予定の県通知及び県ホームページをご覧ください。

法人（施設・事業所）	申請方法	申請先
介護報酬請求を電子請求している法人	電子申請	国保連
介護報酬請求を紙・媒体（CD-R）請求している法人	紙申請（郵送）	県庁介護支援課
介護報酬に係る金融機関口座を債権譲渡している施設・事業所（当該施設・事業所分のみを法人でとりまとめ）	紙申請（郵送）	県庁介護支援課

※ 詳細は、県通知及び県ホームページ（どちらも12月下旬の案内を予定）を参照してください。

#### 補助上限

基準単価表（単位：円）を参照